

2020年5月29日

お客様各位

セントラルフィットネスクラブ亀有
店長 中武 雅実

休業に伴うチケット等の有効期限延長について

平素より当クラブをご利用いただき誠に有難うございます。
臨時休業に伴いお客様がお持ちのチケット・カード等の有効期限を延長させていただきます。
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

【対象】 有効期限が2020年3月1日以降のチケット・カード
※休業前に発行済みのチケット・カードに限ります

【有効期限】

- 株主優待券 → 2020年12月末まで
- 5/25 有効期限のギフトカード → 全国用・クラブ用共に8月末まで
※ギフトカードの返金は致しかねます。
- P T C チケット/回数券
→ 6/1の営業再開日より4ヶ月間使用可能（10/1まで）
- インビテーションカード
→ 6/1の営業再開日より3ヶ月間使用可能（9/1まで）
- セントラルスポーツ金券、紹介カード各種、その他チケット・カード
 - ・ 有効期限が1ヶ月 → 6/1の営業再開日より1ヶ月間使用可能
 - ・ 〃 が3ヶ月 → 6/1の営業再開日より3ヶ月間使用可能
 - ・ 〃 が1年間 → 有効期限を3ヶ月間延長

以上